2　計画調整官は、国有林野の経営計画の作成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　企画官は、生物の多様性の保全及び地球温暖化の防止の観点からの森林資源に関する評価に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　森林施業調整官は、命を受けて、国有林野に係る森林施業に関し自然保護との調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　測定技術指導官は、国有林野の境界確定及び境界の保護に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　鑑定官は、命を受けて、国有林野その他森林管理局所属の国有財産の鑑定評価に関する事務を行う。

7　設計指導官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の工事の設計に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

8　災害対策専門官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百五十四条から第四百六十八条まで　削除

第四百六十九条第一項中「三課」の下に「及び森林技術・支援センター」を加え、「にあっては八人」を削り、「、治山技術専門官一人及び専門官」を「及び自然再生指導官三人（関東森林管理局にあっては六人、九州森林管理局にあっては二人）」に、「販売課」を「資源活用課」に、「治山課」を「技術普及課」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「五課」の下に「及び森林技術・支援センター」を加え、「八人、治山技術専門官一人及び専門官一人」を「六人、自然再生指導官十三人及び上席自然再生指導官四人」に、「販売第一課」を「資源活用第一課」に、「販売第二課」を「資源活用第二課」に、「治山課」を「技術普及課」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、関東森林管理局の森林整備部に上席自然再生指導官二人を、中部森林管理局、近畿中国森林管理局及び四国森林管理局の森林整備部にそれぞれ上席自然再生指導官一人を置く。

第四百七十条第二号を次のように改める。

二　国有林野における分収造林及び分収育林に関すること。

第四百七十一条（見出しを含む。）中「販売課」を「資源活用課」に改め、同条中「製品」の下に「の有効活用」を加える。

第四百七十二条を次のように改める。

（技術普及課の所掌事務）

第四百七十二条　技術普及課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国有林野事業における技術の開発、指導及び普及に関すること（国有林野を利用して行うものを除く。）。

二　森林及び林業に関する知識の普及に関すること。

三　民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に関すること（国有林野を利用して行うものを除く。）。

四　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関すること。

2　九州森林管理局の技術普及課の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第三号中「森林の経営の指導の実施に関すること」とあるのは、「森林の経営についての技術相談を実施すること」とする。

第四百七十五条（見出しを含む。）中「販売第一課」を「資源活用第一課」に改め、同条中「販売第二課」を「資源活用第二課」に改める。

第四百七十六条（見出しを含む。）中「販売第二課」を「資源活用第二課」に改め、同条中「製品」の下に「の有効活用」を加える。

第四百八十二条の二を削る。

第四百八十一条中「事項」の下に「、国有林野事業における技術開発並びに民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に関する事項のうち森林管理局長が指定する事項並びに国有林野を活用して特定非営利活動法人等が行う自然再生、生物の多様性の保全その他の取組並びに教育職員等が行う森林の有する多面的機能の発揮に関する教育及び学習に対する技術的な指導その他の支援に関する事項」を、「の企画」の下に「、連絡調整」を加え、同条を第四百八十二条とし、第四百八十条の次に次の一条を加える。

（森林技術・支援センターの所掌事務）

第四百八十一条　森林技術・支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関すること。

二　国有林野を利用して行う民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に関すること。

2　九州森林管理局の森林技術・支援センターの所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第二号中「森林の経営の指導の実施に関すること」とあるのは、「森林の経営についての技術相談を実施すること」とする。

第四百八十三条を次のように改める。

（自然再生指導官の職務）

第四百八十三条　自然再生指導官は、命を受けて、国有林野を活用して特定非営利活動法人等が行う自然再生、生物の多様性の保全その他の取組並びに教育職員等が行う森林の有する多面的機能の発揮に関する教育及び学習に対する技術的な指導その他の支援に関する事務を行う。

第四百八十四条から第五百四条までを次のように改める。

（上席自然再生指導官の職務）

第四百八十四条　上席自然再生指導官は、命を受けて、前条の事務を行い、及び同条の事務を整理する。

（設計指導官及び企画官）

第四百八十五条　北海道森林管理局の森林整備部森林整備第二課に設計指導官二人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、東北森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、関東森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、中部森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、近畿中国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、四国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、九州森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置く。

2　設計指導官は、命を受けて、国有林野の林道事業の工事の設計に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

3　企画官は、国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百八十六条から第五百四条まで　削除

第五百六条第一項第五号中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局所属の」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと。